



平成 21 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社トウペ
代表者名 代表取締役社長 小林 勉
(コード 4614 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 加東 保
(TEL. 072-243-6411)

古河機械金属株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、古河機械金属株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社は、本日開催の取締役会において、公開買付者に対する第三者割当の方法による新株式発行を行う旨も決議しておりますが、本第三者割当増資の詳細につきましては、当社が本日付けで別途公表しております「第三者割当による新株式発行のお知らせ」も合わせてご参照願います。

1. 公開買付け及び第三者割当の概要

公開買付者は、本日現在、当社株式 5,763,332 株（注）（当社の平成 21 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（以下「当社の発行済株式総数」といいます。）の 22.17%（小数点以下第三位を四捨五入しております。））を実質的に保有する筆頭株主であり、当社を持分法適用関連会社としております。

この度、当社は、当社の経営改善計画を着実に実行していくために公開買付者からの追加支援を受けるに当たっては、当社が公開買付者の連結子会社になること等を通じて、当社と公開買付者との関係をより強固にしていくべきであると判断いたしました（かかる経緯につきましては、後記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」をご参照願います。）。具体的には、平成 21 年 11 月 12 日開催の取締役会において、（i）公開買付者に対して第三者割当の方法により当社株式 5,000,000 株を発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）するとともに、（ii）公開買付者による当社株式 6,500,000 株（当社の発行済株式総数の 25.00%（小数点以下第三位を四捨五入しております。））を応募株券等の買付予定数の上限とする本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。

なお、本第三者割当増資の払込日（平成 21 年 12 月 1 日）は本公開買付けに係る公開買付期間中となりますが、本第三者割当増資の払込をもって公開買付者が保有することとなる当社株式数は本第三者割当増資後の発行済株式総数（31,000,000 株）の 34.72%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）となる予定です。更に、公開買付者が本公開買付けの応募株券等の買付予定数の上限である 6,500,000 株を買い付けた場合は、その後公開買付者が保有することとなる当社株式数は、本第三者割当増資後の発行済株式総数の 55.69%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）となります。

本公開買付け及び本第三者割当増資のスケジュールは以下のとおりであります。

平成 21 年 11 月 12 日（木）	本公開買付けに係る賛同表明決議及び本第三者割当増資に係る発行決議
平成 21 年 11 月 13 日（金）	本公開買付けの開始日
平成 21 年 12 月 1 日（火）	本第三者割当増資の払込期日
平成 21 年 12 月 16 日（水）	本公開買付けの終了日
平成 21 年 12 月 22 日（火）	本公開買付けの決済日

（注） 公開買付者が、みずほ信託銀行株式会社に信託し、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された当社株式 5,763,000 株（議決権の行使について指図を行うことができる権限は公開買付者に留保されております。）に、公開買付者が直接保有する当社株式 332 株を加えた株式数です。

2. 公開買付者の概要

(1)	名 称	古河機械金属株式会社																				
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号																				
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 相馬 信義																				
(4)	事 業 内 容	機械・金属・電子材料及び化成品等の製造販売並びに不動産賃貸等																				
(5)	資 本 金	28,208 百万円																				
(6)	設 立 年 月 日	大正7年4月																				
(7)	大株主及び持株比率 (平成21年9月30日現在)	<table border="1"> <tr> <td>朝日生命保険相互会社</td> <td>6.90%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>4.11%</td> </tr> <tr> <td>清和総合建物株式会社</td> <td>3.72%</td> </tr> <tr> <td>株式会社損害保険ジャパン</td> <td>3.41%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>3.38%</td> </tr> <tr> <td>中央不動産株式会社</td> <td>2.92%</td> </tr> <tr> <td>富士通株式会社</td> <td>2.38%</td> </tr> <tr> <td>古河電気工業株式会社</td> <td>2.17%</td> </tr> <tr> <td>富士電機ホールディングス株式会社</td> <td>2.13%</td> </tr> <tr> <td>横浜ゴム株式会社</td> <td>2.10%</td> </tr> </table>	朝日生命保険相互会社	6.90%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.11%	清和総合建物株式会社	3.72%	株式会社損害保険ジャパン	3.41%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.38%	中央不動産株式会社	2.92%	富士通株式会社	2.38%	古河電気工業株式会社	2.17%	富士電機ホールディングス株式会社	2.13%	横浜ゴム株式会社	2.10%
朝日生命保険相互会社	6.90%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.11%																					
清和総合建物株式会社	3.72%																					
株式会社損害保険ジャパン	3.41%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.38%																					
中央不動産株式会社	2.92%																					
富士通株式会社	2.38%																					
古河電気工業株式会社	2.17%																					
富士電機ホールディングス株式会社	2.13%																					
横浜ゴム株式会社	2.10%																					
(8)	上場会社と公開買付者の関係																					
	資 本 関 係	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付者は、平成21年11月12日現在、当社の発行済株式総数の22.17%(5,763,332株)(注1)を保有しております。 当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。 																				
	人 的 関 係	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年3月31日現在では、当社の取締役1名が公開買付者の取締役を、当社の社外監査役1名が公開買付者の取締役を兼務しております。なお、平成21年11月12日現在では、当社の取締役1名が公開買付者の取締役を、当社の社外監査役及び補欠監査役各1名が公開買付者の従業員をそれぞれ兼務しております。 当社の取締役のうち小林勉、加藤和民及び武内幸夫は、公開買付者の出身者であり、公開買付者の顧問を兼務しております。 公開買付者の従業員1名を公開買付者より出向者として受け入れております。 																				
	取 引 関 係	公開買付者グループ製品である化成品の一部を原料として当社が購入し、また、公開買付者が当社の銀行借入の一部に債務保証を行っております。																				
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。																				

(注1) 公開買付者がみずほ信託銀行株式会社に信託し、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された当社株式5,763,000株(議決権の行使について指図を行うことができる権限は公開買付者に留保されております。)に、公開買付者が直接保有する当社株式332株を加えた株式数です。なお、比率は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注2) 「(7) 大株主及び持株比率」欄の持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 21 年 11 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨、及び、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに対する意見の根拠及び理由

当社は、大正 4 年（1915 年）12 月に創立され 90 年余の長い歴史を持つ塗料・化成品メーカーであり、大正 8 年に古河鋳業株式会社（現：公開買付者）の傘下に入り、以降、公開買付者の重要なグループ会社の 1 社として公開買付者との良好且つ親密な人的関係、資本関係、取引関係を維持しております。当社は、創業以来、常に最先端の商品を市場に提供し社会に貢献してまいりました。現在では、「常に新しい価値を創造し、お客様に信頼される企業を目指す」「人間尊重を基本とし、従業員が幸せと生き甲斐を感じる企業を目指す」という企業理念のもと、「コンプライアンス」「環境への配慮」「顧客への満足度」を三本の柱として、生産・営業・技術が一体となって魅力ある商品の提供を目指すとともに、地球環境を保全しつつ、社会と産業の健全な発展に寄与できる商品の開発に注力するなど、企業の社会的責任にも積極的に取り組んでおります。

当社は、平成 19 年 5 月 18 日に発表した中期経営計画「Target21」に従い、競争力の強化及び業績の向上に努めてまいりました。しかしながら、平成 20 年度には、原油価格の高騰による原材料費の上昇及び未曾有の世界同時不況による実態経済への悪影響から、当社が製造・販売を行っている塗料及び化成品の需要が低迷し、当社の業績は当該中期経営計画未達を余儀なくされており、また、平成 21 年度以降も急速な景気の回復は見込みにくく、引き続き厳しい事業環境が続くものと予想されます。

そのような状況下、当社は、塗料事業及び化成品事業の抜本的な収益改善を目的として、生産の合理化、継続再雇用制度の凍結による人員削減、販売及び新製品開発の強化等を柱とする平成 21 年度～平成 22 年度の経営改善計画（下記参照）を策定し、平成 21 年 5 月 15 日に「経営改善計画に関するお知らせ」として公表しております。

《平成21年5月15日付け経営改善計画の概要》

① 生産の合理化

(a) 生産の集約

塗料事業の収益改善を目的とした、塗料事業の主力工場である三重工場及び茨城工場の生産体制を再編し生産コストの削減、並びに茨城工場での特定品目に限定した生産及び両工場での重複生産品目の三重工場への集約。

(b) 調色体制の見直し

塗料事業の調色品の収益改善を目的とした、CCM（コンピュータによる自動調色）の更なる導入や共通原色の採用による原材料費・製造コストの削減。

(c) コストカット

使用原材料の変更、樹脂の内作化等による原材料費の削減。

② 継続再雇用制度の凍結

平成21年度以降雇用延長制度の契約期間を満了する従業員に対する雇用期間の延長の中止と、満60歳の定年到達者に対する雇用延長制度の凍結。

③ 販売の強化

(a) 主力販売製品の見直し

不採算製品の廃止、採算製品への統合等を軸にした主力販売製品の見直しによる収益の改善。

(b) 新製品の販売

環境配慮形塗料（水系塗料（トア杜）、アスベスト対策塗料（M-50）、無機塗料、粉体塗料等）を中心とした販売製品の拡販による売上高の拡大。

(c) 組織の見直し

営業所の統廃合、技術部門の営業支援体制の見直しによる固定費の削減。

④ 新製品開発の強化

- (a) 無機塗料の技術を応用した新製品の開発。
- (b) 遮熱塗料の適用範囲を拡大した新製品の開発。

平成 21 年 4 月下旬に当社は、公開買付者に対して、経営改善計画を策定するに当たり、その実行をより確実なものとするため、資金面を中心とした支援を要請いたしました。

公開買付者は、当社をその重要なグループ会社の 1 社として位置付けており、これまでにも当社の金融機関からの借入に対する債務保証等の支援を行ってありますが、現在の厳しい事業環境下では当社自身による資本市場からの資金調達や金融機関からの外部借入が困難な状況にあることを踏まえ、今回の当社からの更なる支援要請を受け、6 月上旬から、改めて当社の経営改善計画、事業内容及び財務内容を精査し、支援の検討を重ねてまいりました。

公開買付者は、当社がこれまで高い技術力により、超耐候性ふっ素系樹脂塗料や高視認性路面標示塗料など社会に評価される商品を生み出してきたこと、現在は環境に配慮した高機能性塗料など将来的に成長が期待できる商品の開発に取り組んでいることから、経営改善計画を実行することで、今年度は厳しいものの、今後の収益改善が達成できるものと判断し、また、当社が塗料・化成品メーカーとして長い歴史の中で培ってきた高い技術力とノウハウが公開買付者グループから流出することを回避したいと考えました。

以上のとおり検討した結果、公開買付者は、当社株式の公開買付け等を通じて当社を連結子会社化した上で、財務面・人材面を中心とした総合的な追加支援を行うことにより、当社が着実に当該計画を遂行し目的を達成することが、当社の経営健全化のみならず、公開買付者グループが業容の拡大を図る上で最善の方策であるとの結論に至りました。

また、公開買付者は、これまで当社への出資、当社の製品の購入及び当社への歴代代表取締役社長の派遣など、様々な面で協力関係を続けて参りましたが、公開買付者が今回の追加支援に応じ当社を連結子会社化することで当社の経営改善計画の実効性が高まり、当社の収益力の改善並びに株主価値の向上が図られ、その結果として公開買付者グループの株主価値の向上が期待できるものと考え、当社の連結子会社化計画の一環としての本公開買付けを決定いたしました。

他方、当社は、上記の当社をとりまく状況を総合的且つ慎重に考慮・検討した結果、経営改善計画の実効性を確保し、当社の収益力の改善及び株主価値の向上を図るためには、自己資本の充実及び財務体質の改善・強化を図ることが急務であると考えますが、現在の厳しい事業環境下では当社自身による資本市場からの資金調達や金融機関からの外部借入が困難な状況にあることを踏まえるとこれまで出資の受け入れ、塗料の販売、当社の歴代代表取締役社長の人材の招聘など、様々な面での協力関係を継続してきた公開買付者に対する本第三者割当増資を行う他ないとの判断に至りました。

また、長年に亘り協力関係を継続してきた公開買付者との関係をより強固なものとするにより、今回の追加支援をはじめ財務面・人材面を中心とした支援を今後とも期待することができ、経営改善計画の実効性の確保、ひいては当社の収益力の改善及び株主価値の向上を図ることができるものと考え、本公開買付けを通じて公開買付者の連結子会社となることが合理的且つ現実的な選択肢であるとの判断に至りました。

以上の理由から、当社は、本第三者割当増資を行うとともに、本公開買付けに対して賛同意見を表明する旨を決議いたしました。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されており、本公開買付けの後当社は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部における上場を維持することが予定されております。よって、当社取締役会は、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しております。

なお、当社は、本第三者割当増資及び本公開買付け後においても、引き続き独立した上場企業とし

て株式の上場を維持し、上場会社としての自主的な経営を保持しつつ公開買付者との関係強化を推進することが、両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、本公開買付け後において、公開買付者より、資金面での支援を実施していただくことを予定しておりますが、役員追加派遣を受けることは予定しておりません。また、本第三者割当増資及び本公開買付け後は、公開買付者から経営改善計画の着実な実行に必要な実務レベルでの人材の派遣及び資材調達等の事業協力を受けることも予定しております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付け後も引き続き当社株式の上場が維持されることを想定しており、また、本公開買付けに係る買付予定の株券等の数に上限(6,500,000株)が設定されておりますので、本公開買付け及び本第三者割当増資により当社が公開買付者の連結子会社となった後も引き続き当社株式の上場は維持される見込みです。

なお、本公開買付け及び本第三者割当増資の終了後において公開買付者が保有することとなる当社株式が本第三者割当増資後の発行済株式総数の過半数に満たなかった場合には、公開買付者は当社を連結子会社化する目的で本第三者割当増資後の発行済株式総数の過半数を取得できるよう、市場買付け等を実施することによって、当社株式の上場が維持されることを念頭に当社株式を追加取得する予定です。この場合でも、当社株式の上場は維持される見込みです。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者は、本公開買付けの検討にあたり、公開買付者が当社株式の22.17% (小数点以下第三位を四捨五入しております。) を実質的に保有する筆頭株主であること、及び当社が公開買付者の重要なグループ会社の1社であることから、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性・妥当性を確保するため、第三者の算定機関に株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考にして当社と交渉・協議を行い、その結果合意された本公開買付価格により本公開買付けを行うこととしております。

具体的には、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に対し、当社の株式価値の評価を依頼し、その評価結果を参考に、平成21年11月12日付取締役会において、本公開買付価格を決定しました。

なお、本公開買付価格の89円は、当社株式の東京証券取引所市場第一部における、公開買付者が本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日である平成21年11月11日の終値89円と同額、当社株式の平成21年11月11日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値98円に対して約9.18%、当社株式の平成21年11月11日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値104円に対して約14.42%、当社株式の平成21年11月11日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値105円に対して約15.24%ディスカウントした価格となります(上記の終値の単純平均値は小数点以下第一位を、また、ディスカウントの値は小数点以下第三位を、それぞれ四捨五入しております。)

一方、当社は、本公開買付けに関する賛同意見表明を決議するに当たって、買付価格の妥当性や公正性を検証するため、当社及び公開買付者から独立した第三者機関であるアビームM&Aコンサルティング株式会社(以下「アビームM&Aコンサルティング」といいます。)に当社の株式価値の評価を依頼し、同社より株式価値算定書を取得しました。当社は本公開買付けに対する賛同の判断にあたって当該株式価値算定書を参考としております。アビームM&Aコンサルティングは、同算定書において、市場株価法及びDCF法(ディスカунティッド・キャッシュフロー法)の各手法を用いて当社の株式価値の評価を行っており、市場株価法では89円から109円、DCF法では61円から124円のレンジが当社株式1株当たりの株式価値の評価結果として示されております。

なお、当社は、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から本公開買付けの諸手続きを含む当社取締役の意思決定方法等に係る適法性について法的助言を受けております。当社はこれらを参考にしつつ、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付け及び本第三者割当増資により公開買付者の連結子会社となることが当社の経営基盤の強化や今後の企業価値の拡大につながるのと判断に至りました。

以上を踏まえて、当社は、平成21年11月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議しました。また、本決議と同日に、当社は公開買付者を割当先とする本第三者割当増資についても決議しておりますが、本第三者割当増資に係る1株当たりの発行価額の89円は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日（平成21年11月11日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の普通取引の終値といたしました。また、当社は、第三者評価機関が実施した算定結果のうち、DCF法による当社株式1株当たりの株式価値の評価結果を検討した上で、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断しており、当社の株式市況、払込期日までの相場変動の可能性、当社の発行済株式総数、当社の財務状況、事業環境、公開買付者による引受可能性等を総合的に勘案し、上記発行価額を決定いたしました。また、上記発行価額につきましては、社外監査役1名を含む当社取締役会に出席した監査役全員から、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を得ております。

なお、前述の当社の取締役会決議において、当社の社外取締役である塩飽博以は、公開買付者の取締役を兼任しており、利益相反回避の観点から、当該決議に関する議案の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他当社内部における本公開買付け及び本第三者割当増資の検討にも一切参加しておりません。また、当社の社外監査役である森下邦彦は公開買付者の監査室長の職にあり、同様に利益相反回避の観点から、上記の取締役会に参加しておりません。

4. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。
5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。
8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。
9. 今後の見通し
本公開買付けが当社に与える業績への影響については、確定後速やかに開示いたします。

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

10. 支配株主との取引等に関する事項
本取引は、支配株主との取引等に該当しません。

以 上

（参考）公開買付者による買付け等の概要【別添】

公開買付者が本日公表した添付資料（「株式会社トウペに対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」）をご参照ください。

平成 21 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 古河機械金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 相馬 信義
(コード番号 5715 東証・大証第 1 部)
お問合せ先
取締役上級執行役員企画推進室長
松本 敏雄
(TEL. 03-3212-6570)

株式会社トウペ株式に対する公開買付けの開始及び 第三者割当増資の引受けに関するお知らせ

古河機械金属株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 11 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社トウペ（コード番号：4614 東証・大証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付けにより取得すること及び対象者の第三者割当増資を引き受けることを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等に表示されるべき権利を指します。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者株式 5,763,332 株(注)（対象者の平成 21 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（以下「対象者の発行済株式総数」といいます。）の 22.17%（小数点以下第三位を四捨五入しています。））を保有する筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、当社による対象者の連結子会社化を目的として、対象者株式 6,500,000 株（対象者の発行済株式総数の 25.00%（小数点以下第三位を四捨五入しています。））を応募株券等の買付予定数の上限とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。

対象者は、平成 21 年 11 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様への判断に委ねる旨を決議しております。更に、対象者は同取締役会において、平成 21 年 12 月 1 日を払込期日とし、当社を引受先とする第三者割当てによる募集株式の発行（普通株式 5,000,000 株、発行価額は 1 株当たり 89 円、総額 445,000,000 円。以下「本第三者割当増資」といいます。）についても決議した旨の報告を受けております。本第三者割当増資の払込日（平成 21 年 12 月 1 日）は本公開買付けに係る公開買付期間中となりますが、本第三者割当増資の払込をもって当社が保有することとなる対象者株式数は本第三者割当増資後の発行済株式総数（31,000,000 株）の 34.72%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）となる予定です。更に、当社が本公開買付けの応募株券等の買付予定数の上限である 6,500,000 株を買い付けた場合は、その後当社が保有することとなる対象者株式数は、本第三者割当増資後の発行済株式総数の 55.69%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）となります。

なお、対象者の平成 21 年 11 月 12 日開催の上記における取締役会決議においては、対象者の社外取締役である塩飽博以は、当社の取締役を兼任しており、利益相反回避の観点から、当該決議に関する議案の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付け及び本第三者割当増資の検討にも一切参加していないとの報告を当社は受けております。また、当社は、対象者の社外監査役である森下邦彦は当社の監査室長の職にあり、同様に利益相反回避の観点から、上記の取締役会に出席していないとの報告を受けております。

(注) 当社が、みずほ信託銀行株式会社に信託し、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された対象

者株式 5,763,000 株(議決権の行使について指図を行うことができる権限は当社に留保されております。)に、当社が直接保有する対象者株式 332 株を加えた株式数です。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景及び理由、本公開買付け後の経営方針

対象者は、大正4年(1915年)12月に創立され90年余の長い歴史を持つ塗料・化成品メーカーであり、大正8年に古河鉱業株式会社(現:当社)の傘下に入り、以降、当社の重要なグループ会社の1社として当社との良好且つ親密な人的関係、資本関係、取引関係を維持しております。対象者は、創業以来、常に最先端の商品を市場に提供し社会に貢献してまいりました。現在では、「常に新しい価値を創造し、お客様に信頼される企業を目指す」「人間尊重を基本とし、従業員が幸せと生き甲斐を感じる企業を目指す」という企業理念のもと、「コンプライアンス」「環境への配慮」「顧客への満足度」を三本の柱として、生産・営業・技術が一体となって魅力ある商品の提供を目指すとともに、地球環境を保全しつつ、社会と産業の健全な発展に寄与できる商品の開発に注力するなど、企業の社会的責任にも積極的に取り組んでおります。

対象者は、平成19年5月18日に発表した中期経営計画「Target21」に従い、競争力の強化及び業績の向上に努めてまいりました。しかしながら、平成20年度には、原油価格の高騰による原材料費の上昇及び未曾有の世界同時不況による実態経済への悪影響から、対象者が製造・販売を行っている塗料及び化成品の需要が低迷し、対象者の業績は当該中期経営計画未達を余儀なくされており、また、平成21年度以降も急速な景気の回復は見込みにくく、引き続き厳しい事業環境が続くものと予想されます。

そのような状況下、対象者は、塗料事業及び化成品事業の抜本的な収益改善を目的として、生産の合理化、継続再雇用制度の凍結による人員削減、販売及び新製品開発の強化等を柱とする平成21年度～平成22年度の経営改善計画(下記参照)を策定し、平成21年5月15日に「経営改善計画に関するお知らせ」として公表しております。

《平成21年5月15日付け経営改善計画の概要》

① 生産の合理化

(a) 生産の集約

塗料事業の収益改善を目的とした、塗料事業の主力工場である三重工場及び茨城工場の生産体制を再編し生産コストの削減、並びに茨城工場での特定品目に限定した生産及び両工場での重複生産品目の三重工場への集約。

(b) 調色体制の見直し

塗料事業の調色品の収益改善を目的とした、CCM(コンピュータによる自動調色)の更なる導入や共通原色の採用による原材料費・製造コストの削減。

(c) コストカット

使用原材料の変更、樹脂の内作化等による原材料費の削減。

② 継続再雇用制度の凍結

平成21年度以降雇用延長制度の契約期間を満了する従業員に対する雇用期間の延長の中止と、満60歳の定年到達者に対する雇用延長制度の凍結。

③ 販売の強化

(a) 主力販売製品の見直し

不採算製品の廃止、採算製品への統合等を軸にした主力販売製品の見直しによる収益の改善。

(b) 新製品の販売

環境配慮形塗料(水系塗料(トア杜)、アスベスト対策塗料(M-50)、無機塗料、粉体塗料等。)を中心とした販売製品の拡販による売上高の拡大。

(c) 組織の見直し

営業所の統廃合、技術部門の営業支援体制の見直しによる固定費の削減。

④ 新製品開発の強化

(a) 無機塗料の技術を応用した新製品の開発。

(b) 遮熱塗料の適用範囲を拡大した新製品の開発。

平成21年4月下旬に当社は、対象者から、経営改善計画を策定するに当たり、その実行をより確実なものとするための資金面を中心とした支援の要請を受けました。

当社は、対象者を当社グループの重要なグループ会社の1社と位置付けており、これまでも対象者の金融機関からの借入に対する債務保証等の支援を行ってありますが、現在の厳しい事業環境下では対象者自身による資本市場からの資金調達や金融機関からの外部借入が困難な状況にあることを踏まえ、今回の対象者からの更なる支援要請を受け、6月上旬から、改めて対象者の経営改善計画、事業内容及び財務内容を精査し、支援の検討を重ねてまいりました。

対象者はこれまで高い技術力により、超耐候性ふっ素系樹脂塗料や高視認性路面標示塗料など社会に評価される商品を生み出してまいりました。現在は環境に配慮した高機能性塗料など将来的に成長が期待できる商品の開発に取り組んでおり、経営改善計画を実行することで、今年度は厳しいものの、今後の収益改善が達成できるものと考えられます。また、当社は、対象者が塗料・化成品メーカーとして長い歴史の中で培ってきた高い技術力とノウハウが当社グループから流出することを回避したいと考えました。

以上のとおり検討した結果、当社は、対象者株式の公開買付け及び対象者による第三者割当増資を通じて対象者を連結子会社化した上で、財務面・人材面を中心とした総合的な追加支援を行うことにより、対象者が着実に経営改善計画を遂行し目的を達成することが、対象者の経営健全化のみならず、当社グループが業容の拡大を図る上で最善の方策であるとの結論に至りました。

また、当社と対象者は、これまで対象者への出資、対象者の製品の購入及び対象者への歴代代表取締役社長の派遣など、様々な面で協力関係を続けて参りましたが、当社が今回の追加支援要請に応じ対象者を連結子会社化することで対象者の経営改善計画の実効性が高まり、対象者の収益力の改善及び株主価値の向上が図られ、その結果として当社グループの株主価値の向上が期待できるものと考え、対象者の連結子会社化の一環としての本公開買付けを決定いたしました。

なお、対象者が本第三者割当増資により調達する資金は、対象者が平成22年2月に期限を迎える借入金30億円の返済の一部に充当する予定とのことです。また、本第三者割当増資は対象者の事業再構築に向けた自己資本充実を図ること、更に当社による本公開買付けと併せて実施することによる当社による財務的な見地からの支援も目的としており、本第三者割当増資により調達する資金の資金使途は対象者にとって合理性があるとのことです。

また、当社は、対象者に対する追加支援の実施のためには、対象者を連結子会社化する必要があると判断しておりますが、対象者を完全子会社化する意図は無く、対象者が引き続き独立した上場企業として株式の上場を維持し、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持しつつ当社と対象者との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、当社としては、本公開買付け後において、資金面での支援を実施することはあるものの、役員の追加派遣は予定せず、経営改善計画の着実な実行に必要な実務レベルでの人材の派遣、資材調達等の経営面での事業協力をすること等を予定しています。

対象者は、上記の対象者を取りまく状況を総合的且つ慎重に考慮・検討した結果、長年に亘り協力関係を継続してきた当社との関係をより強固なものとするにより、今回の追加支援をはじめ財務面・人材面を中心とした支援を今後とも期待することができ、経営改善計画の実効性の確保、ひいては対象者の収益力の改善及び株主価値の向上を図ることができるものと考え、当社の連結子会社となるのが合理的且つ現実的な選択肢であるとの判断に至りました。以上の理由から、対象者は、本公開買付けに対して賛同意見を表明いたしました。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されており、本公開買付けの後も対象者は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部における上場を維持することが予定しております。よって、対象者取締役会は、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しております。

(3) 上場廃止の有無について

対象者の株式は東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場しておりますが、当社は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持されることを想定しており、また、本公開買付けに係る買付予定の株券等の数に上限（6,500,000株）を設定しておりますので、本公開買付け及び本第三者割当

増資により対象者が公開買付者の連結子会社となった後も引き続き対象者株式の上場は維持される見込みです。

なお、本公開買付け及び本第三者割当増資の終了後において当社が保有することとなる対象者株式が本第三者割当増資後の発行済株式総数の過半数に満たなかった場合には、当社は対象者を連結子会社化する目的で本第三者割当増資後の発行済株式総数の過半数を取得できるよう、市場買付け等を実施することによって、対象者株式の上場が維持されることを念頭に対象者株式を追加取得する予定です。この場合でも、対象者株式の上場は維持される見込みです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社トウペ	
② 事業内容	塗料・化成品の製造及び販売、塗料の工事施工等関連業務	
③ 設立年月日	大正8年10月	
④ 本店所在地	大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 勉	
⑥ 資本金	2,087,343千円(平成21年9月30日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成21年9月30日現在)	みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属 口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社 (注1)	22.17%
	朝日生命保険相互会社	5.79%
	株式会社損害保険ジャパン	5.00%
	古河電気工業株式会社	4.38%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2.93%
	株式会社みずほコーポレート銀行	2.75%
	日本農薬株式会社	1.75%
	株式会社アイピー二十一	1.15%
	株式会社池田銀行	1.03%
	中央三井信託銀行株式会社	1.00%
⑧ 公開買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、平成21年11月12日現在、対象者の発行済株式総数の22.17%(5,763,332株)(注2)を保有しております。
	人的関係	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年3月31日現在では、当社の取締役1名が対象者の取締役を、当社の取締役1名が対象者の社外監査役を兼務しています。なお、平成21年11月12日現在では、当社の取締役1名が対象者の取締役を、当社の従業員2名がそれぞれ対象者の社外監査役及び補欠監査役を兼務しています。 対象者の取締役のうち小林勉氏、加藤和民氏及び武内幸夫氏は当社の出身者であり、当社の顧問を兼務しています。 当社の従業員1名を出向させています。
	取引関係	当社グループ製品である化成品の一部を原料として対象者に販売し、また、対象者の銀行借入の一部に債務保証を行っています。
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

- (注1) 当社が保有していた対象者株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権の行使について指図を行うことができる権限は当社に留保されております。
- (注2) 当社が保有する対象者株式 332 株と上記(注1)に記載の再信託分を合計した株式数です。なお、比率は、小数点以下第三位を四捨五入しています。
- (注3) 「⑦ 大株主及び持株比率」欄の持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年11月13日(金曜日)から平成21年12月16日(水曜日)まで(23営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付け期間は平成21年12月28日(月曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金89円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けの検討にあたっては、当社は対象者株式の22.17%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)を実質的に保有する筆頭株主であり、対象者は当社の重要なグループ会社の1社であることから、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の公正性・妥当性を確保するため、当社は第三者の算定機関に対象者の株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考にして対象者と交渉・協議を行い、その結果合意された本公開買付け価格により本公開買付けを行うことといたしました。

当社は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に対し、対象者の株式価値の評価を依頼し、その評価結果を参考に、平成21年11月12日付取締役会において、本公開買付け価格を決定しました。

みずほ証券は、市場株価基準法、DCF法(ディスカунティッド・キャッシュフロー法)及び類似企業比較法の各評価手法を用いて対象者の株式価値評価を行っております。みずほ証券の株式価値算定書によると、対象者の1株当たり株式価値は市場株価基準法(基準日平成21年11月10日)で93円～105円、DCF法で69円～107円、類似企業比較法で24円～53円のレンジがそれぞれ対象者の株式価値の評価結果として示されました。

当社は、対象者株式が東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されており、客観性のある市場株価が存在していることから市場株価基準法を、対象者が事業計画を作成しており、当該事業計画に基づく企業価値を把握することが適切であるとの観点からDCF法を、また、収益性等の比較検討の観点から類似企業比較法をそれぞれ採用し、対象者の株式価値の評価を比較検討いたしました。その中で、当社は本公開買付け及び本第三者割当増資によって対象者が当社の連結子会社化される際には、対象者の決算も当社の連結決算に反映されることが見込まれるため、対象者の将来収益力を基礎とするDCF法を重視し、みずほ証券が算定した株式価値算定書の株式価値の評価結果、デューデリジェンスの結果、本公開買付けの成立の見込みを踏まえ、その他本公開買付けに関する諸条件及び対象者との協議・交渉の結果を総合的に勘案して、本公開買付け価格を89円と決定しました。なお、上記DCF法による対象者株式の価値算定にあたっては、本第三者割当増資による対象者株式の希薄化等の影響も考慮しております。

なお、本公開買付価格の89円は、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日である平成21年11月11日の終値89円と同額、対象者株式の平成21年11月11日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値98円に対して約9.18%、平成21年11月11日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値104円に対して約14.42%、平成21年11月11日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値105円に対して約15.24%ディスカウントした価格となります（上記の終値の単純平均値は小数点以下第一位を、また、ディスカウントの値は小数点以下第三位を、それぞれ四捨五入しています。）。

また、対象者が平成21年11月12日に公表した「第三者割当による新株式発行のお知らせ」によると、本第三者割当増資の発行価額は、1株当たり89円と決定されており、これは本第三者割当増資に係る対象者の取締役会決議の直前取引日である平成21年11月11日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値89円としたとのことです。

なお、本公開買付けと同日に決議された本第三者割当増資に係る1株当たりの発行価額89円は、本公開買付価格と同額です。また、対象者によると、対象者は、第三者評価機関が実施した算定結果のうち、DCF法による対象者株式1株当たりの株式価値の評価結果を検討した上で、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断しており、対象者の株式市況、払込期日までの相場変動の可能性、対象者の発行済株式総数、対象者の財務状況、事業環境、当社による引受可能性等も総合的に勘案し、上記発行価額を決定しており、上記発行価額については、社外監査役1名を含む対象者の取締役会に出席した監査役全員から、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を得ているとのことです。

② 算定の経緯

当社は、対象者からの支援要請を受け、対象者への投・融資額と対象者が将来生み出す収益や対象者への追加出資から期待される効果等を総合的に勘案して、対象者を当社の連結子会社とする前提で追加支援を実施することが両社の企業価値の向上につながると判断し本公開買付けを実施することとしました。

平成21年4月下旬に当社は、対象者から、経営改善計画を策定するに当たり、その実行をより確実なものとするための資金面を中心とした支援の要請を受けました。そこで当社は、対象者に対する追加支援の具体的内容や当社による対象者の連結子会社化の影響の検討を開始するとともに、5月中旬、対象者へのデュレディリジェンスの手配及び対象者の株式価値の算定を当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に依頼しました。

みずほ証券は、本公開買付価格については、市場株価基準法、DCF法及び類似企業比較法の各評価手法を用いて対象者の株式価値評価を行っております。みずほ証券の株式価値算定書によると、対象者の1株当たり株式価値は市場株価基準法（基準日平成21年11月10日）で93円～105円、DCF法で69円～107円、類似企業比較法で24円～53円のレンジがそれぞれ対象者の株式価値の評価結果として示されました。

当社は、対象者株式が東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されており、客観性のある市場株価が存在していることから市場株価基準法を、対象者が事業計画を作成しており、当該事業計画に基づく企業価値を把握することが適切であるとの観点からDCF法を、また、収益性等の比較検討の観点から類似企業比較法をそれぞれ採用し、対象者の株式価値の評価を比較検討いたしました。その中で、当社は本公開買付け及び本第三者割当増資によって対象者が当社の連結子会社化される際には、対象者の決算も当社の連結決算に反映されることが見込まれるため対象者の将来収益力を基礎とするDCF法を重視し、みずほ証券が算定した株式価値算定書の株式価値の評価結果、デュレディリジェンスの結果、本公開買付けの成立の見込みを踏まえ、その他本公開買付けに関する諸条件及び対象者との協議・交渉の結果を総合的に勘案して、本公開買付価格を89円と決定しました。なお、上記DCF法による対象者株式の価値算定にあたっては、本第三者割当増資による対象者株式の希薄化等の影響も考慮しております。

なお、本公開買付価格の89円は、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日である平成21年11月11日の終値89円と同額、対象者株式の平成21年11月11日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値98円に対して約9.18%、対象者株式の平成21年11

月11日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値104円に対して約14.42%、対象者株式の平成21年11月11日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値105円に対して約15.24%ディスカウントした価格となります（上記の終値の単純平均値は小数点以下第一位を、また、ディスカウントの値は小数点以下第三位を、それぞれ四捨五入しています。）。

一方、平成21年11月12日付対象者公表の「古河機械金属株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、本公開買付けに関する賛同意見表明を決議するに当たって、買付価格の妥当性や公正性を検証するため、当社及び対象者から独立した第三者機関であるアビームM&Aコンサルティング株式会社に対象者の株式価値の評価を依頼し、その評価結果を参考にし、更に、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から法的助言を受けております。対象者はこれらを参考にしつつ、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付け及び本第三者割当増資により当社の連結子会社となることが対象者の経営基盤の強化や今後の企業価値の拡大につながるとの判断に至り、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。かかる対象者の取締役会決議において、対象者の社外取締役である塩飽博以は、当社の取締役を兼任しており、利益相反回避の観点から、当該決議にかかわる議案の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付け及び本第三者割当増資の検討にも一切参加しておりません。また、対象者の社外監査役の森下邦彦は当社の監査室長の職にあり、同様に利益相反回避の観点から、上記の取締役会に出席しておりません。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券は、当社の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,500,000(株)	-(株)	6,500,000(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(6,500,000株)以下のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(6,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	5,763個	(買付け等前における株券等所有割合 22.29%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	84個	(買付け等前における株券等所有割合 0.32%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	6,500個	(買付け等後における株券等所有割合 47.42%)
対象者の総株主等の議決権の数	25,488個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、対象者が保有する自己株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、当社が対象者より報告を受けた平成21年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当社が対象者より報告を受けた平成21年9月30日現在の単元未満株式数(373,000株)から同日現在の単元未満の自己株式数(385株)を控除した372,615株に係る議決権の数(372個)を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数」を25,860個として計算しています。
- (注3) 対象者は、平成21年11月12日公表の「第三者割当による新株式発行のお知らせ」によれば、同日開催の取締役会において、平成21年12月1日を払込期日とする第三者割当増資による募集株式の発行(普通株式5,000,000株、1株当たり89円、総額445,000,000円。)を決議しており、当社は当該募集株式の全てを引き受ける予定です。かかる第三者割当増資が実施された場合に関して、「対象者の総株主等の議決権の数」を前記(注2)において算定した25,860個に本第三者割当増資に係る議決権の数5,000個を加えた30,860個として、また、買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数を「買付予定の株券等に係る議決権の数」(6,500個)に当社が引き受ける株式に係る議決権の数5,000個及び「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」(5,763個)を加えた17,263個として計算すると、「買付け等後における株券等所有割合」は55.94%となります。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)についても買付けの対象としているため、二重に計算されないよう、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 578,500,000円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(6,500,000株)に、1株当たりの買付価格89円を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成21年12月22日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成22年1月5日(火曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送致します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記(9)「その他買付け等の条件及び方法」の①「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は②「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)

以後、速やかに応募が行われた時の公開買付代理人に開設した証券取引口座の状態にすることにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（6,500,000株）以下のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（6,500,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。（各応募株券等の数に1単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方法により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項各号に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人

に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により応募が行われた時の公開買付代理人に開設した証券取引口座の状態にすることにより返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、且つ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 11 月 13 日 (金曜日)

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景及び理由、本公開買付け後の経営方針」をご参照願います。なお、本第三者割当増資及び本公開買付け後に、対象者が当社の連結子会社に該当することになった場合、本公開買付けの結果を踏まえ、連結子会社の異動に関するお知らせを速やかに開示いたします。

(2) 今後の業績への影響の見通し

当社の平成 22 年 3 月期の業績に与える影響につきましては、確定次第速やかに、改めてお知らせいたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 21 年 11 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議した旨の報告を当社は、受けております。

なお、かかる対象者の取締役会決議において、対象者の社外取締役である塩飽博以は、当社の取締役を兼任しており、利益相反回避の観点から、当該決議に関する議案の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付け及び本第三者割当増資の検討にも一切参加していないとの報告を当社は受けております。また、当社は、対象者の社外監査役である森下邦彦は当社の監査室長の職にあり、同様に利益相反回避の観点から、上記の取締役会に出席していないとの報告を受けております。

(2) 公開買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、東京証券取引所及び大阪証券取引所において、平成21年11月12日に「平成22年3月期第2四半期累計期間の業績予想との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」及び「平成22年3月期第2四半期決算短信」を公表しております。当該発表に基づく対象者の業績予想の修正等の概要及び対象者の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

i) 平成 22 年 3 月期第 2 四半期累計期間の業績予想との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせの概要 (平成 21 年 11 月 12 日公表)

- ① 平成22年3月期第2四半期連結累計期間の業績予想との差異(平成21年4月1日～平成21年9月30日)

(金額の単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A) (平成21年5月15日発表)	百万円 7,150	百万円 △50	百万円 △120	百万円 △120	円 銭 △4.64
今回実績 (B)	7,090	△117	△161	△195	△7.53
増減額 (B - A)	△60	△67	△41	△75	—
増減率 (%)	△0.8	—	—	—	—
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成21年3月期第2四半期)	8,370	△342	△365	△433	△16.64

- ② 平成22年3月期第2四半期累計期間の個別業績予想との差異(平成21年4月1日～平成21年9月30日)

(金額の単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A) (平成21年5月15日発表)	百万円 6,700	百万円 △100	百万円 △140	百万円 △160	円 銭 △6.19
今回実績 (B)	6,647	△121	△164	△171	△6.60
増減額 (B - A)	△53	△21	△24	△11	—
増減率 (%)	△0.8	—	—	—	—
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成21年3月期第2四半期)	7,776	△245	△257	△281	△10.84

- ③ 差異の理由

当第2四半期累計期間の売上高は、期後半に需要の若干の持ち直しが見られたものの、昨年来の厳しい状況が塗料・化成品事業ともに続いたことにより予想を下回り、利益面では、「経営改善計画」に基づく、コスト削減等の効果も段階的に寄与しておりますが、第1四半期会計期間の損失を吸収するまでに至らず、連結・個別ともに予想を下回ることとなりました。

- ④ 平成22年3月期通期連結業績予想数値の修正(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

(金額の単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A) (平成21年5月15日発表)	百万円 14,500	百万円 140	百万円 10	百万円 0	円 銭 0.00
今回発表予想 (B)	14,300	20	△105	△130	△4.74
増減額 (B - A)	△200	△120	△115	△130	—
増減率 (%)	△1.4	—	—	—	—
(ご参考)前期実績 (平成21年3月期)	15,282	△998	△1,081	△1,600	△61.78

⑤ 平成22年3月期通期個別業績予想数値の修正(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

(金額の単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A) (平成21年5月15日発表)	百万円 13,600	百万円 70	百万円 0	百万円 △30	円 銭 △1.16
今回発表予想 (B)	13,500	50	△40	△60	△2.19
増減額 (B-A)	△100	△20	△40	△30	—
増減率 (%)	△0.7	—	—	—	—
(ご参考)前期実績 (平成21年3月期)	14,329	△570	△624	△1,005	△38.86

⑥ 修正の理由

通期業績予想につきましては、売上高は当初予想を若干下回る見込みであります。利益面では、売上高の減少による要因と第2四半期累計期間の予想利益との差異により、連結・個別とも通期業績予想を下方修正するものであります。

なお、通期業績予想数値の修正における1株当たり当期純利益を算定するに当たり、期中平均株式数には第三者割当により発行される株式数(5,000,000株)を反映しております。

ii) 平成22年3月期第2四半期決算短信の概要(平成21年11月12日公表)

損益の状況(連結) (単位：千円)

会計期間	平成22年3月期 第2四半期連結累計期間
売上高	7,090,162
売上原価	5,775,407
販売費及び一般管理費	1,432,216
営業外収益	52,891
営業外費用	96,842
四半期純利益(四半期純損失)	△194,672

1株当たりの状況(連結) (単位：円)

会計期間	平成22年3月期 第2四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	△7.53
1株当たり配当額	—
1株当たり純資産額	38.36

5. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当しません。

以 上